**松前町下水道排水設備工事指定工事店登録要項【新規】**

１　登録の受付

　(１) 受付期間　毎月15日（土・日曜日・祝日の場合は、翌日又は翌々日）が締切り日です。

指定の要件を満たしていれば、翌月の１日から指定工事店に指定されます。

(２) 受付場所　松前町役場　２階　上下水道課　下水道工務係　℡089-985-4231（直通）

(３) 必要な書類等

・排水設備工事指定工事店指定（新規・更新）申請書　〔様式１号〕

・誓約書　〔様式第２号〕

・個人の場合　住民票抄本（発行日から３か月以内）

・法人の場合　商業登記簿謄本（原本）

定款（写し）

・営業所の平面図　　　〔様式第３号〕

（間口、奥行の寸法、机の配置状況を記入すること。）

・営業所の付近見取図　〔様式第３号〕

・営業所の写真

（外部、内部の状態がわかるもの数枚）

・専属する責任技術者の責任技術者証の写し（愛媛県内登録）

・納税証明書　個人の場合……町（市）民税（申請直近２か年度分）

法人の場合……法人町（市）民税（　　　〃　　　）

法人事業税　　　（　　　〃　　　）

※　非課税の場合は、それぞれ非課税証明書

・機械器具調書　〔様式第４号〕

（下水道排水設備工事に関するもの）

※　種別の欄には、｢管の切断用の機械器具｣・｢管の加工用の機械器具｣・｢その他の接

合用の機械器具｣の別を記入すること。

・登録手数料　１件につき5,000円（納付書は後日送付します。）

(４) 指定工事店の指定を受けた後に必要な書類（10日以内に提出してください。）

・連帯保証書（松前町の指定工事店の中から連帯保証人を選定してください。）

※　連帯保証人の印鑑登録証明書（発行日から３か月以内）を１部添付してください。

　　（個人の場合は代表者の印鑑登録証明書、法人の場合は法人の印鑑登録証明書）

２　指定工事店証の交付

交付場所、時間等を後日連絡いたします。